

第百七十四回国
参議院文教科学委員会會議録第十号

平成二十二年四月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十日

藤谷 光信君

補欠選任
長浜 博行君

四月二十一日

長浜 博行君

補欠選任
藤谷 光信君

四月二十六日

藤谷 光信君

補欠選任
堀田 一郎君

四月二十七日

西岡 武夫君

補欠選任
平野 達男君

山本 順三君

加治屋義人君

出席者は左のとおり。

委員長

水落 敏栄君

理事

水岡 俊一君

委員

大島九州男君

加藤 敏幸君
神本美恵子君
亀井 郁夫君
鈴木 寛君
谷岡 郁子君
堀井由美子君

平野 達男君

横峯 良郎君

吉村剛太郎君

加治屋義人君

堀田 一郎君

中曾根弘文君

風間 昶君

山下 栄一君

川端 達夫君

副大臣
文部科学大臣

文部科学副大臣
中川 正春君

文部科学副大臣
鈴木 寛君

厚生労働副大臣
長浜 博行君

経済産業副大臣
松下 忠洋君

環境 副大臣
田島 一成君

大臣政務官
後藤 斎君

文部科学大臣政務官
渡井 敏雄君

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人
文部科学省科学技術・学術政策局長
文部科学省研究開発局長

文部科学省科学技術・学術政策局長
泉 紳一郎君

文部科学省研究開発局長
藤木 完治君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、北川イッセイ君及び藤谷光信君が委員を辞任され、その補欠として堀田一郎君及び堀井由美子君が選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省科学技術・学術政策局長泉紳一郎君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水落敏栄君) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大島九州男君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の大島九州男でございます。

今日は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正する法律案についての質問をさせていただきたいと思いますが、私の記憶によりますと、前回、放射性物質を捨てるその場所を確保するという法律を審議をした記憶がございます。今回、このクリアランス制度を導入して一般廃棄物としてそれを処理をするというような法律を、今回改正するというところでありますけれども、その提出される経緯について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

○副大臣(中川正春君) お答えをしたいと思います。

平成十年に原子力委員会が、放射能の影響が無視できるような極めて低いレベルの研究等から発生する放射性廃棄物については、安全で合理的な処分、再利用の実施等のためにクリアランス制度を導入する方針というのを、これを示しております。さらに、国際原子力機関、IAEAは、平成十六年にクリアランスの基準を示した安全指針、これはRSIG-1・7と言いますが、これを取りまとめました。

これを受けて、平成十六年、原子力安全委員会は、原子炉施設から発生する放射性廃棄物に対するクリアランス基準というのを策定いたしました。平成十七年に原子炉等規制法、こういう形で法律としてこれが改正されて、クリアランス制度が既にこの原子炉部分については導入がされているという状況があります。

一方、放射性同位元素等の使用事業所から発生する放射性廃棄物については、放射線安全規制検討会、これにおきまして、平成十六年の十月にクリアランス制度導入のための検討が開始をされました。平成十八年六月に「放射線障害防止法におけるクリアランス制度の整備に係る技術的検討について」ということで中間報告がなされて、続いて平成二十二年一月に第二次中間報告が取りまとめられたというところであります。

このように放射線障害防止法においても、クリアランス制度を導入するための技術的見通しが得られたということ、これがベースになっていまして、今回、本制度を導入するための法改正を行うという経緯であります。

○大島九州男君 我々一般国民もそうなんですけれども、その提出される経緯について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

れども、やはり原子力設備の放射性物質というのは、ごく何か放射能が高いというイメージを持っているわけですね。今回クリアランスしようとするものというのは、病院で使っているものとかそういう、我々にとすると比較的身近なものであるという考え方に立った場合、素人が考えられるべきものなかと客観的に考えるわけですが、先ほどの御説明にもありました、原子力の関係のクリアランス制度は既に開始されていて、そういうことがもう仕方として十分できているという認識を持ったんですが。

確認をさせていただきたいことは、クリアランスするその基準です。やはりなかなか我々素人には非常に分かりにくい部分があつて、これができるだけ、どういう基準で分けてあつて、身近なものに例えると大体どういうレベルなのかというようなことを分かせていただいた方が国民の皆さんも安心ではあるかなというふうな思いもするんですが。

特に御質問として聞きたいのは、当然原子力のところから出てくる廃棄物と、今回処理しようとするような病院から出てくるような医療廃棄物というものは、放射性物質の中でいうと、やはり原子力の方から出てくる廃棄物の方が比較的那くらい基準が高いことだと思ふんですが、それで間違いないかということが一つと、それとも一つは、その基準です。この範囲で切つてこれは大丈夫ですよというような基準を設けられていると思ふんですが、それをちよつと分かりやすく教えていただきたいと思ふます。

○大臣政務官(後藤斎君) 先生が御指摘のとおり、原子炉等規制法よりも、今回のあらゆる医療、研究の分野で使っている放射性同位元素の方も早く基準設定してクリアランス制度をといて御指摘は確かにそのとおりだと思ふます。

ただ、先生も多分御覧になつていただいていると思いますが、この二次中間報告もかなり分厚いものでありまして、いわゆる対象物、核種をどう

設定して基準を設定するかというのはまだ議論の、おおよそまとまつてはありますが、途上であります。そういう意味で、かなり細かな対象物と基準をそれぞれ設定をしなければいけないということ、原子炉等規制法は非常に大型なものであるから、それも時間が経過をしているということとは是非御理解を賜りたいと思ふます。

今回、クリアランスレベル〇・〇一ミリシーベルトの被曝量というのを一つの基準にしております。これは、先生も年に多分一度健康診断等されていると思いますが、胃のレントゲン検査撮影を一回行つたときの被曝量は約〇・六ミリシーベルトというふうに言われております。これは、さらに、通常自然界、私たちが日常の生活をしている被曝量が年間、世界平均では二・四ミリシーベルトというふうに言われておりますので、今回のクリアランスレベルの〇・〇一ミリシーベルトは、レントゲンの撮影の一回の被曝量に比べれば六十分の一、自然界の平均的な被曝量から見ると二百四十分の一ということだと思ふに思つています。

そして、原子炉の部分は、細かな数字は持ち合わせておりませんが、当然集中して放射線を出しながら発電をするということで、これもかなり被曝量は当然大きくなるということで、まず御理解を賜りたいというふうに考えております。

○大島九州男君 私少しちよつと勉強させていただきまして、ミリシーベルトという単位とベクレルというふうな単位があつて、我々も、この単位がどういうふうなところのかと聞いてみましたら、こういう例で教えていただいたんですね。要は、地震がある、地震のよくマグニチュード何とか言うんですね、震源地のマグニチュード六とか。で、それからずつと離れていって、例えばこの国会の真下で直下型のマグニチュード六の地震が起きまして、そうすると北海道は震度一ですよんというふうな話をするじゃないですか。だから、私がそこで教えていた

だったのは、そのベクレルというのは地震でいうとマグニチュード幾つというふうなことの単位としてとらえて、そしてそのミリシーベルトというのは実際にどれぐらい影響があるかというふうなことを見る単位なんだよというふうな雰囲気であつて、まあそれは何かばつと分けるなと、ばつと分けるなというふうな感じなんです。放射線も当然その発信する強さ、距離とかそういう部分によつて大きく影響が違つてくるというふうなことを教えていただいたんですけれども、先ほど政務官からお話がありましたように、我々、レントゲンを受ける、そのときに受ける影響が〇・六ミリシーベルトで、今回のクリアランスが〇・〇一ミリシーベルトということ、例えば、じゃ全然問題ないんじゃないの、という意識なんです。

を精査する段階で、先生がおっしゃるよう、どういうふうな具体的にこらえて国民の皆さん方に御理解をいただくことが正しいのかなということは自分なりに考えていました。先生がおっしゃるように、ベクレルとシーベルトという言葉の用語の使い方からまず分かりやすく説明しなければいけないということで、先生が御指摘いただいたように、ベクレルというのは放射線量ですから放射線を放出する能力の強さということでありまして。シーベルトというのは私たちが人体が放射線を受けた場合の影響、被曝量という関係がありますから、ある意味では原因と結果ということになります。

だから、非常にこらえが、うわさのレベルだとかそういう風評だとかいう部分でいつたとき

特に、地震に先生も例えてお話をいただきましたが、厳密に地震に例えるのが正しいかどうかという科学的な問題は少し横に置いて、分かりやすくということ、例えば、原因であるベクレルが、地震の震源地、マグニチュードとか、大きい地震は、九・幾つとか、この間もハイチとかいろいろございましたが、そうではない四・五とか五くらいたつた、直下型以外はそんなに大きい影響がないと、要するに地震の影響であるシーベルトという部分が、揺れ、すなわち自分がどのくらい感じるかということ、まず御理解をいただいた上で、先生がお話をいただいたように、〇・〇一ミリシーベルトというのはまさに揺れは基本的に全く人体には感じないということ、御理解を賜りたいと思つています。

そういう観点から、先ほどちよつと一つの例に挙げましたけど、地震のマグニチュードと震度幾つというふうな、何か分かりやすいそういう例えをもつてやっていただきたいという、これ一つ要望をしたいんですけれども、今回のこの法律の部分について、国民やその他の皆さんにいろいろと周知をするようなことは具体的にどういうことをされる予定であるのか、教えていただきたいと思ふます。

○大臣政務官(後藤斎君) まず、先生が御指摘いただいたように、私も個人的に、この法案の内容

らこの法律がきちつとお認めいただいた以降に周知期間というものが当然具体的にスタートするに二年間という部分がございますので、その中で最大限の、関係事業者、また多くの国民の皆さん方にこの制度の合理性、効率性について御理解を賜るような努力を最大限してまいりたいというふうに考えております。

○大島九州男君　ありがとうございます。

今おっしゃっていただきました、まさに私が考えたのも、廃棄物として処理をするときに、もう一般的に何も知識がないと、これは危ない、こんなのをうちのところに捨てられたら何か問題があるんじゃないかというようなことをやっぱり一番懸念するんですが、私は、その部分を是非政府が、特にその廃棄物処理をされる周辺の人、当然その業者の人。僕自身の思いとしては、クリアランスされて大丈夫だというお墨付きをいただいているものですから、何か変なところから出処進退の知れないようなものが出されるよりも安全なんだと。

ということとは、逆に言うと、処理をする費用についても、もうほかの一般廃棄物と同じか、もつとそれより安いぐらいで処理をするようなものであるよということで世間に流通すると問題ないんでしようけれども、もし、いや、これはね、やっぱりそういうものだから高く処理しなきゃいけないだみたいなことで業界が言うと、何かそれが特別なものなんだと、いや、やっぱりこれは危ないんだというふうに風評被害につながるおそれがあるんじゃないかと懸念するんですが、そこら辺は処理する側のところを総括する環境省としてはどういうお考えなのかと。

○副大臣(田島一成君)　委員がただいま御指摘いただきましたとおり、このクリアランスされた後の廃棄物は、廃棄物処理法に基づいた形で通常の廃棄物と同様に処理をされるものでございます。このため、環境省といたしましては、万が一の事態に備えた形で、混入した放射性廃棄物の特定、回収等の必要な措置が容易に講じられるよう、ト

レーサビリティの確保のために関係者間で情報共有を図っていく仕組みをやはりしっかりと構築をしていきたいと考えているところでございます。

具体的に申し上げますならば、クリアランス後の産業廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づいたマニフェスト、いわゆる産業廃棄物管理票による仕組みが適用されることから、これを当分の間クリアランスされたものであるという旨を記載させることなどを検討をしているところでございます。

クリアランスされた産業廃棄物以外のクリアランス物につきましても、既にクリアランス制度が導入をされている原子炉等規制法における対応方針をベースにいたしまして、文部科学省また排出事業者の協力の下で自主的に管理票を作成していただまして、都道府県また関係者がリアルタイムにクリアランス物の状況を情報共有できるように仕組みを今後検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、国民の安全、安心をしっかりと得ていくための努力をこうした取組を通じて確保していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○大島九州男君　当然、廃棄物で、マニフェストによってどういう流れでどこに行くかというのは把握できるような法になっているわけでしょうから、僕は、もう当然それにのっとっていただいて、通常のラインで行くと。だから、本来、特別にこれはもう大変なものなんだという意識を取っ払うということがやっぱり一番大事なんだろうなと。風評被害とか人権侵害じゃないけれども、やはりそういういったものが、本当は安全なのに、差別されるべきものではないのに、それをあえて差別をするような形にして、例えばお金を取るか、それとか、今言うその周辺の住民の不安をおとすというふうなことになってはならない問題であるかと。

だから、そういった意味では、やはり正しいク

リアランス制度の理解を国民の皆さんに周知をしていただくこと、それから、あとは、そういう業者さんに特別に何かもうすごい防護服みたいなものを着て扱うようなものじゃないんだと、普通に皆さんが処理をされるようにして捨てる一般の廃棄物と一緒になんだということをやはり周知を徹底的にしていただながら、国民の皆さんに不安がないような形でこの制度が導入されることが一番望ましいというふうに思いますので、その点を要望させていただいて、私の質問は終わります。

以上です。

○谷岡郁子君　おはようございます。民主党の谷岡郁子でございます。

ただいまの大島議員の質問に引き続きまして、私の方からな何点か質問させていただきたいというふうに思っております。

最初に、この問題に関しまして検討委員会、私、この第二回の中間報告書というのを見させていただいて非常に興味深く読ませていただきました、大変多岐にわたる問題についてやっていらっしゃるなどという形で、非常に慎重な配慮もされていくということ、ある種、いささか、ああこまでやっていただいているということを感じた次第であります。

ただ、少し感じたことがあります。それは、メンバー表がその中に付けられていたんですけれども、このワーキンググループの中には人体への影響という形で医学関係の方が一人いらっしゃるかいらつしやらないかという感じなんです。そして、こういう形でやはり人体への影響というものがある方々にとって一番心配なときには、やはり今後の問題といたしましては、そのワーキンググループのメンバーということについては特にそういう配慮を、後で言われたとき、ことがないような、そういう状況にしていきたいと感じるんですが、その点についていかがでございますでしょうか。

○大臣政務官(後藤斎君)　先生御指摘の部分は、ちよつと今メンバー等の確認できませんが、仮

に、医学的な見地の専門家がいないということでありますが、この技術的な今検討の結果、第二次報告を作っておりますが、この法律がお認めをいただいた以降、またパブリックコメント等々を通じて、先ほども御説明をいたしましたように、核種ごと、対象物ごとのいろんな基準等について、幅広く専門家の皆さんを始め国民の皆さん方から御意見を賜って、最終的に省令でその基準を決定するという段取りになっております。

その部分で、先生が御指摘いただいたような部分も含めて、更に最終的な基準、対象物についてきちつとした部分を合意形成を得ながら、最終的にこのクリアランス制度を国民総意の合意形成の中でスタートをしていきたいというふうに考えております。

○谷岡郁子君　そのパブリックコメントがしっかりとやられるかどうかということは、その後の信頼性にとって大変重要な問題だというふうに思っています。

その中には、やはり周知期間を長く取って、そして人々がそれに対する準備ができる、またそういうパブリックコメントが募集されていることが分かるというような形で、具体的に、ただやりましたという形ではなく、本当に丁寧にやられたんだということが検証できるということが実はとても大事ではないかと思えますし、また、その説明につきましても、できるだけ多くの、言わばアイソトープオタクの人ではないような方々にとつて分かりやすい形を取っていただきたいと思いますが、その辺配慮していただけますでしょうか。

○大臣政務官(後藤斎君)　先生おっしゃるよう、例えば一週間、二週間その専門的な部分というのは大変難しいと思います。

先ほどもちよつとお話をしましたように、この法案がお認めいただき成立した後に、更に放射線安全規制検討会において更なる具体的な測定・評価方法、均一性の確保の方法、さらには核種の選定方法等も含めて議論を進めることとなってい

ます。

およそ夏ぐらいに政省令の案というものを作成をし、更に放射線審議会に説明をし、そしてクリアランス基準の告示というのを秋ぐらいから数か月掛けて諮問をしながら、更にパブリックコメント等々を来年一月早々をめどに実施、取りまとめをするということになっておりますので、十分な時間を、むしろ二年後の具体的な全体のクリアランス制度の施行ということで考えておりますので、その中で技術的、科学的、さらには国民の皆さん方が必要な不安を抱かないような形というものをこれからも徹底して追求してまいりたいというふうに考えております。

○谷岡郁子君 この中間報告の中で、いろいろ読ませていただいたときに、例えばIAEAの基準と、それからこちらでやられている核種、一定のレベルで設定したもの、それが二けたぐらい、百倍ぐらいの違いになったりするというような基準が出てきまして、例えば私たちは普通、化学濃度が百倍だったら、わあ、それは危険に達しないというふうに思ってしまう。ところが、ずっとよく読んでいきますと、六けたぐらいの違いというのは、先ほど大島議員の方から地震のマグニチュードの話が出ましたけれども、マグニチュードでも○・何はか動いてしまうと物すごい倍数になるというように、そういう乗数が掛かってくるような問題ということになりますと、一般の人は、例えば百倍と言われますと物すごく驚いてしまったりするわけです。読んでみると何のことはないんだということが調べていけば分かる。ただ、これを私が理解するまでに一定、何日間かの時間が経過してしまつたというような事情がございました。通常の人はそこまで、仕事でもございませんからそういうことを考えない。だから百倍だと言つてしまつたら、ええつていう話に多分なるんだらうと思うんですね。

その辺の、いわゆる放射線の測り方などの仕組みであるとか、そういうインパクトの、人体に与える問題であるとか、この辺のところを本当に分

かりやすくすることが必要だというふうに感じておるわけですが、その配慮はしていただけますでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 先ほどのとも関連して大変大事な御指摘でありまして、マグニチュードは○・一違うと多分倍違うんですが、普通六・八と七・〇だったらちよつと違うなと思つていられるけれども、実は四倍違うという大変な違いがあるということがいわゆる科学技術の世界ではよくある話でありますから、そういうことと同時に、先ほど大島先生言われたように、マグニチュードと震度という例えを出されましたけれども、同じようなことではないかと、放射線と被曝といいますが、そういう部分で言うと、ここは電気が上に付いていきますけれども、この電気の明るさというのは普通カンデラというので言ひまして、ここで読むのはルクスと言ひます。これが本体としての明るさを表すものとそれが届いてきたときに見える明るさというところで、割にそういうものは、ベクレルとシーベルト、いろいろあるんですけれども、普通には分かりません。

そういう意味で、いかに御安心くださいというときに分かりやすく説明する、よくあるレントゲン、胸部写真、健康診断で撮つた分の六十分の一ですよとかいうふうに使ひやすくはしているんですが、これに際しても可能な限り分かりやすい形ですということと同時に、先ほどパブコメオタクという表現がありましたけれども、実はこれ政府全体の話でもあるんですが、パブコメを見ても出ないときとあるんですね。割に、だから百件あれば何かたくさんあつたみたい。そしてそれを見ますと、その関連する団体とか業界とかの人が意見書を出して、みたいので、こういうときに広くあまねく国民が、えつ、こんなだったから大丈夫みたいなのは意外に少ない世界をつくつてしまつているので、パブコメということだけでグーグルとかの検索を掛けますと、一応は政府のページにたどり着くんです。パブリックコメント

一覧つてあるんですが、一覧が、役所が出てきて、文部科学省、経済産業省とか、そこになるとまた一覧みたいなのが出てくる。これは極めて役所の広報的発想のページでありまして、例えばこういう、クリアランスと言つても分かりませんよね、多分普通の人には。ということで、何か放射性廃棄物の廃棄についてみたい、分かりやすく言つてこれ何だろうというふうなことが、たどつてたどつてたどり着くんではなくて、触れるというパブコメの在り方も含めていろいろ検討をすることを全体でやろうと私は思つております。

そういう中で、全体で整理するのと同じような発想で、これが文部科学省のホームページだけではなくて、いろいろなところで、あつ、こういうことをパブコメしているんだというのが分かつてもらえるようにということ、中身はこういうこととですよというのが分かりやすくということとは、全体のほかの政策も全部そうなんですが、広報の在り方はしっかりと検討していくつもりでございますので、これもその課題の一つだと思つています。

○谷岡郁子君 放射線の法律のときによく低レベルという言葉が使われるんですね。二年前に出ました、去年ですか、出ました放射線の最終処分場の問題のときにも低レベルと。そのときによく読んでいくと、発生由来によつて、例えば原子力発電所から出てくるか、その他であつたら低レベルであるというふうな形で、低レベルと言われるものの中に今回クリアランスされているもの、同じように物すごい差があるわけですね。やはりこれは、今の高レベル、低レベルという二段階の分け方ではなく、やはり法律の問題として、中程度ができるのか、あるいはレベル一、二、三、四、五というふうにするのか分からないんですけれども、この辺の全体的な整理を、ここまでクリアランスのためにかなりやられた状況があつて、今全体の法律があるのならば、その辺はもう見直していくべき時期かなというふうにも思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

それで、四十一条関係でちよつとお聞きをしたことがございます。

ここに書いてありますのは何かといひますと、登録機関というものができまして、そこが測つて、そして確認をしてもらつて、そしてクリアできたという状況にすると。そこには放射線取扱主任を始めとする何人かの人が三人以上いなければいけないとかというのがあるんですが、この中の問題の、イ、ロ、ハとありまして、放射線取扱主任自身と、それから大学、高等専門学校において理科系の正規の課程を修めて卒業した者で、二年以上放射線について扱つた者という、ここはまだいいんです。ハになりますと、学校教育法における高等学校又は中等教育学校において理科系の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上勤めた者と、そういうふう書いてあるんです。

例えばこのハの人が、今現在の法律上からいひますと、三人以上いれば登録機関になれるということが、言わばそれは違法ではないということが言えるわけなんです。ところが、この学校教育法の高専学校若しくは中等教育学校においての理科系の正規の課程、理科系の正規の課程なんてないんです。高校には普通科しかありません。そして、よく理系だとか文系というのこれは受験対策の問題として言うわけでありまして、理科の中で科目を選択すると思ひます、例えば生物と化学をやつてしまつた人は実際に物理学であるとか化学であるとかという問題について触れなくても済んでしまふ。五年間漫然と何となくそういうところに勤めてしまつてこれがオーケーになつてしまふ。

これ、政省令の問題かも知れませんが、特に最初の運用上の問題はかなり厳しいところをやつていただく必要があるんじゃないかと思つていんですが、その辺いかがでございますでしょうか。

○大臣政務官(後藤斎君) 先生御指摘のとおり、確かに中高の中で理科のというのは、なかなかそ

ういう専門性があるというのは御指摘のとおりだ
と思います。

これ、全体的に、現行の法律では設計認証員が
設計認証等のための審査という部分を全体読替規
定の中で濃度確認員が濃度確認を行いという部分
で、ほかの部分は現行の法体系を踏まえてそのま
ま横にできたということで、御指摘の部分だと
思います。

ただし、先生が御指摘いただいたように、実
際、じゃ、それぞれの登録濃度確認機関の条件で
ハに当たるような方がいらつしゃるかどうかに
いうのは、これからきちつと、それぞれの登録機
関は認可することになっていきますから、それぞ
れの従事の方が例えばこの一にありますが、それ
が主任免状と、一級放射線取扱主任免状という部
分であればその免許はきちつと確認をする行為を
いたしますし、当然のことながらそれぞれ三人以
上という中で、イ、ロ、ハ、ニにあるような部分
の方がきちつと選任をされているかというのは全
体の登録機関の認可のときに確認することに
なっていますから、御指摘も踏まえてきちつとし
た濃度確認ができるような機関になっていくよう
な指導も含めてまいりたいというふうに思っ
ています。

○谷岡郁子君 この間、アイソトープ協会を先日
見させていただきまして、視察をさせていただきました
ました。そのときに、協会がいろんな出版物も出
していらつしゃるということで、私も出版物を取
り寄せていただきましたら、入門書及び訓練
テキストなんというのがかなり出ておりまして、
それで、「放射線のABC」というような形で中
高生などに向けて書かれたものなんかも出して
いらつしゃるということも分かりました。

ですから、そのハのようなケースである場合で
も、一定の研修というものがしるべく行われれ
ば、それなりの状況というのは確保できるのか
という理解をいたしました。その辺につきまし
て、やはり研修、そしてその義務化、そういうこ
とについてはしっかり考えておられるということ

でよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(後藤斎吉) 先ほどちよつと答え
をしましたように、全体の登録機関を認定する際
に業務規程というものも含めて認可することに
なっております。

そういう意味では、信頼性を確保ということが
審査の大前提でありますので、きちつとして、そ
の内容に、基準に当てはまるかというのはまず確
認をし、その過程で、その濃度確認員の教育の措
置がどういうふうな形で研修等を積んでおられ
るかということも当然その審査の対象になるとい
うふうに考えております。

○谷岡郁子君 安心いたしました。

同時に、今回視察で学びましたことは、一方
アイソトープというものは多様化しているとい
うか、様々な多くの種類のものが使われるよう
なっている。ただし、全体としては少量化して
きているということで、言わば産業、事業として
のくらいやるのかと。

やっぱ、少ない種類で多くボリュームがある
というのが実は利益を出すためには経営主体とし
てはやりやすい形であつて、非常に多岐にわた
るものが、実は全体としては、蛍光マーカーのよ
うなものが研究団体などで多く使われるようにな
つて、必ずしも放射線が使われなくなつてきたとい
うことからアイソトープの需要も減つてきているとい
うことですね。その事業化が随分難しいなという
感じがしておるんですね。その辺についての見通
しはいかがなものでございましょうか。

○副大臣(中川正春君) 実は、もう既に二十五万
本相当のいわゆるドラム缶というのが保管をされ
ておりまして、これはクリアランスの対象になつ
ていくという可能性があると、年間約八千六
百本、これが出てくるわけで、これ全体として、
クリアランス制度に対する需要、総体的な需要と
いうのはこれだけあるということですね。

しかし、放射能の濃度の確認が事業として成立
するかどうかというのは、これからのクリアラ

ンス制度に対する登録濃度機関、いわゆる確認機
関の、数として民間からどれだけ立ち上がったも
らえるかということと同時に、その事業の運用方
法とか手数料の額をどう決めていくかというよう
なことが課題になっておりまして、その状況を見
ながら、でき得る限り民間で事業化ができるよう
な、そういう制度に持っていきたいというふう
に思っておりますが、具体的に今それがどうい
う形で成り立つかということまでは行っていない
ということが実情だということに認識していま
す。

○谷岡郁子君 今日ここには運動職員もいらつ
しゃつていますけれども、ある種の仕方、事業仕
分の観点から申し上げさせていただきますと、
この社団法人アイソトープ協会、ここには科学技
術庁を始めとする天下りの方々もいらつしゃる。
今まではある意味で、権限ビジネスとまでは言
いませんけれども、言わば集中的にアイソトープの
生産、販売から今回のようなクリアランスまでと
いうことで、これ全部一体化できる唯一の機関に
なつていくと。

そこでの値段設定がどうかというような問題も
言つていけば議論になるのかもしれないんですけ
れども、私が考えますのは、それ以上に、やはり
本間に民間参入というものが行われて、それをき
ちつとした確かなスタンダードとともに、また価
格的競争というものも健全に行われるということ
になりますと、やはり大きなものがどんと一つ居
座つてしまつていく状況の中に他者が参入してい
くということ、今後大変難しい問題をはらんで
いるのかなと。

この辺の問題も含めて、場合によってはこの協
会自身の分社化なりなんなりとかいうことも含め
て、やはり今後そういう形で健全な業界ができ
るような形で考えていただきたいと思いますが、
その辺はいかがでございましょうか。

○副大臣(中川正春君) 御指摘のように、そう
いう点についても総合的にどのように制度自体を組
み立てていくかというのは課題としてあるとい

ふうに思っております。それを日本アイソトープ
協会が集荷した上でクリアランスする場合でも、
さつきお話しのように安全性という意味で、その
観点で違ひがないというふうに考えておりますの
で、そのことも含めながらこれからの構想とい
うのを作つていきたいということでもあります。

○谷岡郁子君 最後に申し上げたいのは、やはり
試験や認証をやる機関と実際にその事業を行う場
所というのは全く別にするべきだと思われま
すし、認証ということになればやはり公的な機関、
だから、試験制度がある社団法人にそれを一元化
されるというふうな形ではなくて、広く正當、公
平に行われるような環境を是非つくつていただ
きたいということをお願い申し上げまして、私の質
問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○橋本聖子君 自由民主党、橋本聖子でござい
ます。

今、この放射性同位元素、RIについて、それ
ぞれの委員の先生方から様々なあるいはいろいろ
な観点から質問があつたわけですが、私も、私
からは多少同じような、またダブる部分があるか
もしれませんが、改めて詳しくお聞きをさせ
ていただきたいというふうに思います。

このRIは、医療、また研究、産業、様々な分
野で使用されまして、我々の日常生活を支える必
要不可欠なものとなつておりますけれども、RI
の利用というのは、やはり放射性同位元素等によ
る放射線障害の防止に関する法律等によって規制
をされております。医療機関や研究機関等にお
けるRIの利用というのは、もちろん生活の向上で
すとかあるいは科学技術の発展に寄与する一方
で、その使用に伴つてRI廃棄物が発生すること
になつていくわけでありまして。だからこそ、や
はり生活をしていく上において原子力機構法による
処分実施計画の立案のため、そういったもののあ
らゆる観点から、RI廃棄物についてのクリアラ
ンスの制度化というものがいま一度必要だとい
うふうなことで今議論されているわけでありま

れども、既に導入をされている原子炉等規制法におけるクリアランス制度とこの改正案におけるクリアランス制度の、どのような違いがあるか、改めてお聞きをさせていただきたいと思ひます。

○大臣政務官(後藤斎君) 今先生御指摘のとおり、この放射性同位元素、アイソトープは、大学研究機関、さらには医療・工業分野、様々な分野で利用、応用されているのは御指摘のとおりであります。特に最近、医療分野では、先生もドック等に入られた場合、PETみたいなものをお受けになられたことがあると思ひますし、そういう部分ではこれからのツールとしてこの利用というものは多分増えていくというふうに考えております。

御指摘の原子炉等規制法と今回の放射線障害防止に関する法律の重立った違いというのは、基本的なクリアランス制度については原子炉等規制法に準じた制度になっております。クリアランス制度を行う事業者は、確認を受けた対象物を選定をし、その対象物の放射線濃度を測定、評価する方法を検討するという部分で、その測定、評価の方法については国の認可を受け、その認定された方法に基づき対象物の放射線濃度を測定、評価する。さらには、その結果について国又は登録濃度確認機関が、確認を受けるという二重のまずチェックを受けているということでもあります。

原子炉等規制法についてはこの測定、評価を行う確認の部分が国で行うというふうなことになると思いますが、本放射線障害防止法では国又は登録機関が行うと。要するに、登録機関が追加をされた形になっております。

あわせて、クリアランスの対象であります、原子炉等規制法では金属くず、コンクリートの破片及びガラスくずという三点がメーンの対象になっております。本放射線障害防止法案の部分では、この部分に、この三点の対象に加えて、発生割合が多いと想定をされる可燃物の焼却灰を適用対象に含めていくと。これはまだ省令で規定をすることにしていますが、という対象物が追加を

される、焼却灰が追加をされるという点が異なる部分でございます。

○橋本聖子君 今政務官の方から、改めてこの可燃物、新たに対象に加わったというお話、御説明をいただいたわけですが、この可燃物は焼却して灰になった状態で濃度確認を受けることになるというふうに思うんですが、この可燃物をクリアランスレベル以下であるということをして正確に測定する手法というか安全性、これは確立をされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(後藤斎君) 測定方法については既に確立しているというのが科学的、技術的な評価であります。

さらに、先生が多分御心配の点は、焼却灰に例えましてしまえば、偏りとかいろいろあるんじゃないかなという部分があります。その点につきましては、放射線、放射能濃度の測定・評価方法を、焼却灰については、含まれる放射性物質の偏りがなくように処理した焼却灰からサンプル等を取り、放射線測定装置を用いた測定により、処理後の焼却灰についても、均一性を確認する方法によって偏りがなく方法でクリアランスレベル以下であるということとをきちと確認をしながら対応していくというふうに考えております。

○橋本聖子君 その部分におきましては、本当にとても重要なことだというふうに思ひます。その点についてしっかりと安全性を確立をしていただければというふうに思ひます。

また、このRI等を取り扱う事業所で発生したプラスチックあるいはガラス等の難燃性、不燃性の廃棄物をどのように測定、評価して最終的にクリアランスレベル以下との確認ができていくのかというところをまた更にきちと具体的に御説明いただければと思ひます。

○大臣政務官(後藤斎君) 先ほども谷岡先生の部分でもちよつとお答えをしましたが、現在、放射線安全規制検討会の二次報告書が中間報告ということで取りまとめをしております。これを更に精査をするという作業にこれから入りますが、先ほどもお答えをしましたように、今回のクリアランス対象物としては、当面の間、原子炉等規制法でも対象になっております金属くず、コンクリート破片、ガラスくず、それに焼却灰というものを想定してあります。先生おっしゃるように、それが難燃性であるか不燃性であるかという部分でいえば、その部分はまず想定をしていないというのが現在の考えであります。引き続き、この放射線安全規制検討会において更に専門家の御意見を踏まえながら最終的な報告として結論を得てまいりたいというふうに考えております。

さらに、ガラスくずでも不燃性というふうに定義をできる部分もあると思ひますが、これについても、当然のことながら、基準についてはクリアランスレベル以下であるというふうなことが大前提であります。これについては、ガラスくず等を粉砕をしたり溶融して固めたりすることによって、含まれる放射性物質がまず均一に分布する、先ほども偏りがなくというお話を申し上げましたが、要するに均一に分布するようにして、その後、均一になったものからサンプルを取り、放射線測定装置を用いた測定により放射性物質の分布の均一性を確認しながら最終的に放射線濃度を決定をし、それがクリアランスレベルであるものについて産業廃棄物として処理をしていくというクリアランスの部分で対応するというふうな仕組みで万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○橋本聖子君 ありがとうございます。このクリアランスレベル以下であるということの測定、また判断方法というのが科学的あるいは合理的な方法として適正であるかということ、これがとても大事だというふうに思うんですが、この安全性確保という意味においては非常にこのポイントといひます。重要なポイントであつて、安全性確保の根幹であるというふうに思ひますので、是非この部分を改めてよろしく願ひをしたいと思いますし、また、先ほ

ど政務官言っていたいた報告書、このこともしっかりと是非お願ひをしたいと思いますというふうに思ひしております。

現在、放射線障害防止法の規制対象となっているRI廃棄物ですが、日本原子力研究機構、そしてアイソトープ協会、このRI協会その他の事業所におきましてドラム缶二十五万本が保管、管理をされていると聞いております。先日委員会の方でこのRI協会にも視察をさせていただいたわけでありましたが、これらの廃棄物は可燃物か不燃物という区分によつてドラム缶に詰められて保管をされておりまして、線量の高低ですとか、あるいはクリアランスレベルであるかそうでないかという区別がされているわけではないというふうに思ひます。

そのことを考えたときに、原子力研究機構に十三万本、そしてRI協会に十一万本が保管をされ、その他の事業所にも一万本が保管、管理されているということですが、この保管としてまた管理状況というのは現状では今どのようなになっているのかということをもた改めてお聞かせください。

○大臣政務官(後藤斎君) 先ほど橋本先生が御指摘いただいたように、まさに放射線濃度の測定方法であるとか、その濃度を確認する際の均一性の確保であるとか、どの程度の核種が選定されるかというのことは、先ほども御答弁を申し上げましたように、これからこの法律がお認めになった以降、更に放射線安全規制検討委員会が詰めるながら形を作り、最終的には省令の形で、パブリックコメントで多くの専門家、国民の皆さん方から御評価をいただきながら取りまとめ、最終版に取りまとめ、その基準について万全を期してまいりたいというふうに思ひます。

今御指摘ございました現在の保管・管理状況であります。まず現行の放射線障害防止法に基づきまして、場所については、まず放射性廃棄物の保管をする場所については、地崩れや浸水のおそれの少ない場所に設置をするということが場所に

ついでに定義であります。さらには、主要構造部については、耐火構造又は不燃物でそれを作ることにしているのが二点目。それで、さらにはそれに遮へい壁を設けて分断をしていくということでございます。

放射性廃棄物を保管をする場所については、その管理区域ということになりますから、外部と区画をきちつとすることになり、扉やふた等の外部に通ずる部分には、明確にかぎを設置をしたり、閉鎖をする、かぎ等ですね、施設をきちつと設けるということをお願いしております。

さらに、保管をする容器については、当然のことながら耐火構造をということとを条件とし、外部の空気等の汚染する場合がある場合は気密構造にすること、液状であれば液体がこぼれない構造、液体が浸透しにくい構造等を求めています。

いずれにしても、事業者の皆さん方が一月以内に一遍、廃棄施設についてはそれぞれのドラム缶ごとに放射線量の測定、記録を行うということとを法的に求めていますし、政府としても施設の定期検査や記録の定期確認等を通じ、安全で放射性廃棄物が管理をされているということを確保してまいりたいと思っておりますし、新しいクリアランス制度が導入された以降でも同様の措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○橋本聖子君 今後このクリアランス制度が導入をされた場合、導入をされていくわけになるんですけれども、クリアランス対象物とＲＩ廃棄物を分別するところから始まるということはもう大変な作業になるというふうに思います。この分量がかなり多くなっている中で、ＲＩ協会については新たに発生するものと、また今現在保管しているドラム缶が約十一万本分の分別をしなければならぬというふう聞いています。

十年掛けたとしても、クリアランス対象物は毎年千五百トンになるというふう言われているわけですが、これだけ分量が多いと、クリア

ランス対象物にクリアランスレベルを上回るＲＩの廃棄物の混入を防止する、あるいはホットスポット防止のための対策というものが改めて非常に必要部分になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、この対策というものはどのように講じていくつもりなのか、お聞かせいただけますか。

○副大臣(中川正春君) この法案の前提は、まず二段階でチェックをしていくということでありまして。

一つは入口ですが、クリアランスを行う業者、事業者が確認を受けた対象物を選定をしまして、その対象物の放射能濃度を測定、評価する方法、これを検討するわけですが、その中身について、測定、評価の方法について国の認可を受けて、その認可された方法に基づいて対象物の放射能濃度を測定する、評価すると、これがまず入口ですね。その結果について、国又は登録濃度確認機関の一回確認を受けるとのこと、出口の方でもチェックをするという、この二つになっているわけですが。

まず、この入口の方で、クリアランス対象物以外の放射性廃棄物と混じらないようにするために、いわゆる管理体制の内容や放射能濃度分布の均一性、先ほどいわゆるホットスポットの御指摘がありました、これについても、攪拌をして均一性の確保をしているかどうかということについても、このところで確認をしていくということになります。それから、出口の方も、いわゆる国又は登録濃度確認機関の職員が認可された方法に基づいた管理体制や均一性の確保の方法が採用、実施されているか確認をするということになっております。

クリアランスレベルを上回る放射性廃棄物の混入防止やホットスポットというのは、これを検出のための具体的な方法というのは、例えば専用の部屋を設けて、いわゆるクリアランス対象物とその他の放射性廃棄物とを物理的に区分しているかどうかというふうな確認、これをするということであるとか、あるいはクリアランス対象物を

適切な大きさに分断をした上で小分けして測定することなど、ホットスポットがあったとしても検出できるようにしていくということ、例えばこんなことも含めて、いわゆる防止対策ということに基づいて考えていきたいということだと思います。

引き続き、放射線安全規制検討会において専門家による検討を進めて、具体的な結論を得ていきたいということでありまして。

○橋本聖子君 今すぐ分かりやすく入口また出口、お話をいただきましたけれども、病院など放射能ごみを出す事業所というのは全国に約五千というふうにお聞きしました。そして、放射能を扱う研究施設等というのは約百八十あるというふうにお聞きしていただいたんですけれども、やはりこれらの事業所で発生したＲＩ廃棄物というのは、現在ＲＩ協会が回収していますけれども、ＲＩ協会が最近五年間に収集を行った事業所というのは、年平均で千五百二十件余りあるというふうにお聞きしております。これだけ種類が多いということ、また発生箇所も多いということ、十分な管理が行われるかどうかということがやっぱり物すごく心配な部分だということを思いますので、ヒューマンエラー対策というものを含めた事業者への徹底的な体制確立というのを是非お願いをしたいというふうに思います。

続いて、濃度確認についてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

この濃度確認についてですけれども、濃度確認に関する業務を行うとする者は、第一種放射線取扱主任者が三名以上あることなど、一定の要件を満たせば申請により登録濃度確認機関になることができますというふうになっておりますけれども、この登録濃度の確認機関は、国に代わって濃度確認することなど、重要な役割をとても期待をされているところでもありますけれども、今のところ、具体的にはどのような機関が想定をされていますでしょうか。

○副大臣(中川正春君) 御指摘のように、いわ

る法律に定める基準を満たしておれば、民間企業でも公益法人でも登録機関として登録することができるという枠組みになっております。

今のところ、いわゆる原子力安全技術センターが想定をされておるんですが、それ以外にこうした基準を満たすところが出てくるというような条件をつくっていききたい。ということは、それで民間が参入する場合には、いわゆるもう一つはビジネスモデルというものが成り立つかどうかということもありますので、そのところも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、開かれた形で登録の手続を実施していきたいというふうに思っております。

○橋本聖子君 先日の衆議院の委員会では、登録濃度確認機関に民間の参入を期待するという答弁があったわけですが、民間が参入してくる可能性というのが、今いろいろビジネスモデルのお話も副大臣から答弁ありましたけれども、民間が参入してくる可能性というものが当然あるんだというふうに思いますが、この部分について、民間には何を文科省は期待をするところでありませうか。

○副大臣(中川正春君) 前回の答弁でもお話を申し上げましたが、御指摘のように、八千六百本程度のいわゆる放射性廃棄物が年間出てくる、あるいはもう既に二十五万本相当が保管をされているということでありまして、こうしたことに対していわゆるクリアランス制度というのがフルに乗ってくると、体制としてそれなりの広がりを持った形でこの制度が運用されるということが想定されてくるということであると思っております。

民間企業の参入の可能性、これは実は今の時点でそれが可能かどうかということについては、需要はあるけれども、どのようにその仕組みを、さっきのお話のようにビジネスモデルが成り立つかどうかという仕組みをそこでつくっていくかという点にも関連をしております、登録濃度確認機関の数及び手数料の額、あるいはまたそれ

外の様々な要因というものを考慮しながら組み立てていくことになると思います。

適切な経営努力によつてそれが成り立つていくというふうな制度をつくつていきたいということでありまして、これからの議論の対象にしていきたいというふうに思っています。

○橋本聖子君　やはり、今とても大事なことだといふふうに思うんですけれども、特にこの地球温暖化対策、これが、今国内外で原子力に対する関心も高まっているところですので、特に地下資源の乏しい我が国としては、エネルギーの安全保障の観点から見ても、安全性の確保を大前提に原子力の活用を考えなければいけないんだといふふうに思います。

原子力の健全な発展というものは、やはり何といつても人なんだといふふうに思います。技術者あるいは研究者の養成が欠かせない分野だといふふうに思います。このR1あるいは原子力を扱う技術者の養成ですとか、あるいは研究機関への支援といふものについてはどのように取り組んでおられるのか、また、それ以降、これを機にどのように養成をしていくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君)　御指摘のように、原子力の平和利用というのはエネルギーの安全保障、そして地球環境規模の問題を含めて極めて大きな意味を持つものであります。そういう意味でも、こういう放射性同位元素を扱う人の、いわゆる取り扱うという立場での技術者等々の養成と、それから研究開発をしていくという人の養成といひます。それから研究を応援するといひ、こういう分野があるのではないかと一ふうに思ひます。それで、非常に分かりやすく、こういう放射性同位元素等々を取り扱つておられる現場におられる人といふものの一つの例がレントゲン技師といひ、特には医療の世界においてはそれぞれの資格を得るということと養成されていくという部分で一定の教育トレーニングをされ、資格を持つて仕事

をしておられる。もう一方で、放射線取扱主任といひ資格があります。これは、そういう放射性物質を取り扱うといひ事業所等で選任義務が課せられていて、全体を管理するといひことで、これを持つていなければこの作業をしてはいけないといひ性格ではありませんが、基本的に放射性物質を取り扱うための一定の水準を持つていられる人といひ資格であります。

こういうものを別にしまして、やはり実際にいふような作業をする人といひ意味では、大学あるいは高専で放射線の防護あるいは計測等の原子力教育といひのが大変大事であらうといひことで、これを応援するプログラムが実は今動いておりまして、原子力人材養成プログラムによる支援といひことで、高専で十四校、大学で十五校やつております。また、原子力機構における原子炉、R1等の研修の実績といひので、いわゆる原子力機構において技術研修、もう原子炉自体の研修等々は平成二十一年度では千二百五十九名、累積では十一万一千三十一名といひ、いわゆる実際の研修といひものも取り組んでおります。これ以外でいひますと、いわゆる高い水準の研究者を養成し高い水準の研究をするといひことが文科省の中の大きな仕事として位置付けられていられるといひふうに思ひます。そういう意味では、若手研究者への助成、それから研究炉やホットラボの協働促進による先端的研究者の研究環境整備等で大学における研究者の育成にいふような支援を取り組んでおります。

もう一つは、今先生御指摘のように、最近になってその原子力の平和利用といひものがエネルギーの安全確保、化石燃料の将来見通しの枯渇見通し、あるいは地球環境問題で一氣に注目を浴びてきたのはここ数年のことでありまして。それまでは、ややこの学問の分野に光が当たりにくいといひことで、私は大学出てもう四十年たつてますが、私がいたころは原子核工学とかいひのは花形の学問でありましたが、今はほとんどなくなつてしまつていふといひのが、最近になつていふといひ意味で原子力学科の新設あるいは大学の研究所の

開設といひのが増えてまいりました。

全然余談ですが、先般、某国立教育大学を視察に行きましたら、その学長さんが私と同一年で、同じ大学の原子核工学科のドクターを出た人でありまして、大学の先生といひ教育大学の学長をしておられましたが、やはりいろいろさういふ学問の変遷があつたんだなといひのを感じたんですけれども、最近では随分増えてまいりまして、東大、福井大学、東京都市大、東海大学等々で原子力関係の学科あるいは研究所の開設が続く状況になつてきたのは大変有り難いことだといひふうに思ひます。この部分に関してはしっかりと大学機関といひ部分でまた応援をさせていただきたいといひことで、いふような動きを更に応援をしながら、質的にも量的にもいふよう人材が育つていくように文科省としても知恵を出して応援してまいりたいと思ひております。

○橋本聖子君　ありがとうございます。

やはり大臣おっしゃるように、養成と研究、これは一体のものだといひふうに思ひますし、今まに行われようといひしている、行われているといひことですけれども、原子力教育、これは本当にこれからの日本の技術を世界に向けていくといひ意味においてはとても重要なことだといひふうに思ひますので、是非このことにいま一度力を入れていただきたいといひふうに思ひます。

次に、廃止措置についてお伺ひしたいといひふうに思ひますけれども、この放射線障害防止法第二十七条第一項ですけれども、提出を受けた文部科学省は、廃止届の提出を受けてR1廃棄物等が適正に処理をされたかどうかといひ確認をどのように行つていられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(後藤斎君)　放射性同位元素の使用を廃止した者に対して、まず廃止届を出していただくといひ部分がございます。その内容としては、放射性同位元素及び放射性廃棄物の処分、放射性同位元素による汚染の除去など、廃止措置を講ずるといひ内容を文部科学大臣にまず報告をす

るという仕組みになつております。

その報告に基づきまして、文部科学省は、放射性同位元素を適切な者に譲り渡した証明書及び相手方がそれを譲り受けた証明書、放射性同位元素等の在庫に関する帳簿並びに放射性同位元素による汚染の除去を確認するための放射線の測定結果を添付するといひことをその報告書に義務付けておりますので、それらを法令にのつとつて対応しているかどうかを確認することにより廃止措置が適切に行われたかどうかを確認をしております。

ただ、現在の制度、法令の中では、事業者は放射性同位元素の使用等を廃止した後は、政府、国は立入検査や報告徴収を行うことができます。そういう意味では、今回制度を変えておりますので、事業者がやはり使用等を廃止した後でも国が立入検査や報告徴収を行えるようにするといひことで、廃止措置の状況をきちつと確認できるような条文の変更をお願いをしていられるところでございます。

○橋本聖子君　すごく重要なことだといひふうに思ひます。

現行制度では、適正に処理されたかどうかといひのは現地まで行つて確認をするわけではないものですから、事業者が書類上は適正に処理をしたかのように装つて実際には放置をされていたといひ事件が実際に起こつていたわけですね。

この改正案で廃止の措置の強化が図られるといひことになつていふ思ひますけれども、文科省としては人的、物的検査体制の充実といひものをどのよう

に図つていくかお聞かせください。予定ですね、予定をお聞かせください。

○大臣政務官(後藤斎君)　先生御指摘のとおり、廃止措置については今回の改正で強化をしていただくことになつております。そういう意味で、文科省としても本年十月をめどに廃止措置確認の専門官を二名配置をする予定にしております。

その二名といひのが本当に妥当かどうかといひのは、総定員の中で最大限の努力といひことでまず二名といひことで配置をさせていただきま

が、いずれにしましても、今後とも廃止措置の確実な履行を担保するため、必要に応じてその体制のニーズも含めて更なる体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○橋本聖子 ありがとうございます。

最後に、国民に周知そしてまた理解をしてもらうために最後に質問をさせていただきたいと思いますが、このクリアランスレベルというのは、被曝量が一般人の年間許容量百分の一になるように算出され、そして一般に放射性核種の濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、放射性物質として扱わない基準をクリアランスレベルと呼ぶというふうになされているんですけれども、影響はゼロでないというふうにも聞こえるようなところもありまして、とても放射性汚染というのは取り返しが付かないものになるわけですから、この部分については、国民の不安というものをしっかりと安心を感じるところまで周知徹底をしなければいけないというふうに思うんですが、このクリアランスの制度化について政府は十分に国民に説明をする責任があるというふうに思いますけれども、これについてはどのような、先ほどの質問と重なる部分がありますけれども、是非最後にお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(川端達夫) 大変大事な点でありまして、この法律自体、今御審議いただいている法律自体としては、クリアランス対象物が出ると思込まれるときに、事業者がこういう方法で評価をしたいということを申請をして、国がそれをチェックして、そしてその事業者がその濃度を測定をする、クリアランスを行う、そしてその結果は国がもう一度検査をするというところで、二重チェックをすることで最大限の安全性を確保するというところでありますが、同時に、この制度に至る部分でもいろいろな検討会を行ってまいりましたし、公開をしてまいりました。

そういう意味で、最終的に細部の政省令、告示を決めるに関しては、パブリックコメントを行う

て国民の意見も聴いて最終的に決めたいと思うんですが、そういう意味での中身に關して安全性が確保できるように、それから国民の不安を取り除けるようにということで、法律を上げていくということには最大の努力を図ってきつたところから図ってまいりたいと思うんですが、そうしてでき上がったものは皆さん御心配なくという周知をするというのは、これは事業者への教育、啓蒙、それから実際の廃棄物業者への徹底、それと、それにかかわる地方公共団体の御理解と同時にやっぱり国民の皆さんによく知っていただくためにはいけない。そういう面では、ホームページ等々でやるという予定にしているような機会であろうとは思っているんですが、そのときにやはりできるだけ分かりやすく、健康ラドン温泉というのよくありますけれども、あそこに入っているよりはるかに、はるかに低くはるかに低いんですね。そうすると、何か放射性廃棄物というイメージとしては非常にやっばり不安に思われるというのと、現実にはこのクリアランスでやるものは、今言われた百分の一という話は、レントゲンの部分でいえば六十百分の一とか、いろんな事例を示しながら、そして仕組みとしてはこれだけ安全にやっていますから御心配なくということを周知徹底するには相当やっばり今までの、ここは全体に言えることですが、政府の広報の在り方にもかかわるという部分では、いろいろ工夫をしながら万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○橋本聖子 ありがとうございます。

やはり、今大臣おっしゃるようなことも重要なこと、絶対にあつてはいけないことでありますけれども、やはりこういう問題について絶対はなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。やはり国民の安心とまた安全性の確保という面と、そして国民へのやはり情報公開、これはしっかりとやっていくべきことだというふうに思っていますので、その点をお願いを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(水落敏栄) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本順三君及び浮島とも子君が委員を辞任され、その補欠として加治屋義人君及び風間昶君が選任されました。

○委員長(水落敏栄) 質疑を続けます。

○山下栄一君 既に三人の方からの質問ございました。若干重なる部分もあると思いますが、非常に安全にかかわる、原子力の安全にかかわることでございますので、何点か確認させていただきたいと思えます。

今日は、所管外の経産省、厚労省、それから環境省も来ていただいております。お忙しいところありがとうございます。

最初に経産省に確認させていただきますが、お手元に「クリアランス廃棄物の搬出・再利用実績」、これ資料は環境省の資料ですけれども、中身は経産省の中身でございます。五年前の原子炉等規制法、炉規法というふうにつづめて言われておりますが、この炉規法の改正でクリアランス制度を導入したと、五年たつと。五年たつて、クリアランスレベル以下の、クリアランス廃棄物と申しますけれども、そういう廃棄物という扱いを受けた、そういうものというか、それはございますのでいいですか。

○副大臣(松下忠洋) 今、山下委員の方から資料もいただいております、ありがとうございます。

これまで日本原子力発電株式会社、東海発電所の解体に伴いまして発生した金属でございますけれども、クリアランスレベル以下として約百十トンと言っておりますけれども、ここでは百七トンでございますが、当該発電所から搬出されておりますが、現時点で原子力事業者が産業廃棄物として埋設や焼却処分したものはないということでございます。

なお、当該発電所から搬出されたものはすべて再生利用されておまして、その主なものは、原子力事業者において事業者関連の施設のベンチとかテーブル等として利用されているということでございます。

○山下栄一君 なぜそうなつてしまっているのかということだと思ふんですね。

法律で決められたレベル以下であるにもかかわらず、廃掃法の世界に行かないという状態が続いていると、五年間。実際は、再処理、それはここに、このペーパーにありますように、鑄造メーカに、これ一社だけ聞いておりますけれども、約百十トンを超えるものが対象なんでしょうけれども、十九年、二十年と書いてございますね。鑄造メーカ、民間会社がベンチとか作つた。それはどこが買つたんだと。買つたところは要するに一般世間じゃないと。原子力関連施設、日本原電という、そういうところでしたか、危なくて、危ないというか、国民の御理解いただいている、こういうことやと思ふんですね。

ということは、五年たつていのにまだ、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、危なくないんですよということがなかなか自信持つて、これ経産省と文科省所管の法律やと思ふ、共管ですよ、たしかこの法律ね、そういう状態に行かないという。同じことがまたこれ、こんな法律作つても、また続くかも分からぬなど、今回の法律作つても、また続くかも分からぬなど、どうしたら国民の皆さんが御理解いただけるのかということやと思ふんですね。

余り細かいことは聞きませんが、これ、多分随意契約で民間会社に引き受けてもらつて、ベンチ作つてもらつて、テーブル作つてもらつて、そこにはひよつとした放射性廃棄物がレベル以上に入っているかも分からぬと。入っていないことになつておるけどね。お墨付きを得ている、得て作つておるけれども、自信持つて言えるんだつたら堂々と公園にでも置けよと。でもそれはようしませんよということやと思ふんですね。

五年たつてもそういう状況になっていると。ここに焦点を当てた原子力行政をやる必要があるというのが私の今日の質問の趣旨でございます。

後からまた経産省にお聞きするかも知れませんが、次に、厚労省に、お手元のもう一つの方のこの資料ですけれども、これは、この前R I協会を視察させていただいたときにいただいた資料の中に入っております、私もこれは認識を新たにしたい紙です、これ。紙という資料でございます。

上の方の八百十件、八百十事業者と言つてもいいんでしょうか、ここは今回の法律の所管の教育、研究、民間企業だと。で、R I協会が回収し、貯蔵していると、色分けして。下の方は、いわゆるR I法じゃない別の法律、医療法、薬事法等で厚生省令で指定されているからR I協会が預かっている、回収し、貯蔵しているということだと思ふんですね、これ。そっちの方が多いんじゃないかと、これは、事業所数は。病院とか、これはがん治療その他で物すごく有り難い、国民に、恩恵を被っているけれども、一方で副産物が放射性廃棄物としてたまりにたまっている、その扱いは高く付いて大変だということから今回の法律の背景があるんだと思ふんですけれども。

なぜ厚生労働省は、これはR I協会が預かっているけれども、R I協会、これは今回の法律で処理できないということだと思ふんですけれども、そういう私の理解でいいのかということ、これ、どうするんですかということをお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(長浜博行君) 先生の今御指摘がありましたように、医療機関の医療放射性廃棄物については、その医療機関において自ら保管、廃棄をするか、あるいは厚生労働省令で指定するものに保管、廃棄を委託することになっておりまして、しかし、こういう二つありますが、実態としては医療機関が自ら保管、廃棄しているという事例はないということでございます。したがって、医療放射性廃棄物を生じた医療機関については、

厚生労働省令で指定したこの御指摘の社団法人日本アイソトープ協会に保管、廃棄を委託しているものということになっているわけでございます。

そして、社団法人日本アイソトープ協会については、もちろん文科省の所管法人であるということとは認識をしておりますけれども、厚生労働省としても、昭和五十九年三月に厚生労働省令によって医療放射性廃棄物の委託施設の指定ということをしております関係上、医療施設の位置、構造及び設置等を変更しようとする場合には事前に厚労省の承認を受けなければならない。又は、廃棄施設の位置、構造及び設備等の変更を行った場合には、厚労省の施設検査を受け、合格した後でなければ使用してはならない。また、三年に一度の厚生労働省の定期検査を受けなければならない。厚生労働省は事務所等に立ち入り、必要な調査を行うことができる。こういった条件を付しているところでございます。

どうしてこういうふうになっているかといえ、多分、先生が御指摘になったとおり、これだけの件数が、厚生労働省案件に絡むものがアイソトープ協会が処理いたしますか、保管をお願いをしているというふうなことになることだということふうに思つています。ですから、こういった法案の審議の過程でありますけれども、引き続きアイソトープ協会が医療機関の医療放射性廃棄物を適正保管、廃棄するように必要な指導を行つてまいりたい、そのように思つているところでございます。

○山下栄一君 ちよつとよく分からない、分らないく回答だつたんですけれども、R I協会が緑の色を塗つたドラム缶に入っているものは、R I協会が預かっているけれども、今回の法で処理できないということだと思ふんですよ。それは、だから医療法、薬事法の方で規則を作つて、別のこの二つの法律に基づく規則を作つて処理を考えない一つも進まないということになると思う。だから、こちらの方が事業所数が多いし、研究用はそれは処分できるけれども、製品になった、

そういうことをやっている医療機関、薬品企業等はR Iに引き取つてもらつても、R I協会はどうしようもできないと。それは厚労省が、今回の法律を参考にするのかどうか知りませんが、この法のつとつて規則を作らないとできないということでしょう、違いますか。

○副大臣(長浜博行君) 先生の御指摘を受けている部分でもありますが、医療機関の医療放射性廃棄物については医療法等の規制が掛かるため、今般の放射線障害防止法の改正法案によるクリアランス制度の対象とすることはできないということ、これが今御指摘をいただいている点だということふうにも思つております。

それで、じゃ、どうするんだということが御質問の趣旨ではないかと思ひますので、この医療機関の医療放射性廃棄物のクリアランス制度の導入については、本法案が委員会が審議をされているということも踏まえ、また法案の施行期日が公布の日から二年以内の政令で定める日となつていることもありますので、先生の御質問の趣旨にかかわる部分でありますので、今後、法案の審議も踏まえながら、医療関係団体、関係学会、アイソトープ協会、産業廃棄物関係団体、環境省等の関係者とともに、御意向に沿えるように検討してまいりたいというふうに思つております。

○山下栄一君 大臣、R I協会という社団法人は、もちろん複数の役所がかかわるんでしようけれども、医療法で扱った場合、医療法の厚生省の指導と。ただ、この社団法人という公益法人の監督官庁といひますか、民法法人ですけれども、これは文科省だと。そこが扱っているのに、排出先によつて処理できないままになつてしまふというふうなことは分からぬはずないと思ひますが、何でこういうことはきちつと事前に厚労省と連携取りながら対応しなかつたのかなというふうには私には思ひます。縦割り、みんな困つていのに、R I協会も困つていと思ふんですけれども。

今日は環境省来ていただいておりますけれども、環境省については、やり取りの中でちよつと

確認したいんですけれども。

まず、登録濃度確認機関、先ほどから何度もございいます、ここがかぎ握つていると。ダブルチェックで国はやるけれども、後の方の濃度を測定する、評価する、これは指定法人から登録法人に制度の中で変わりました。だから別に特定、業務独占じゃないよと、手を挙げたら民間でもできますということになっているんだけれども、これは非常にレベルの高い要求されると。職員百三十人ぐらいいしょうか、本当の専門家何人いらっしゃるのかと私は思ひますけれども、これ、今回の法律によつて対象事業者がえらい勢いで増える。その登録濃度確認機関が本当にチェックできるのかなという疑問は私は持ちます。

病院がこれちよつと見てちよつと出してきたと、ドラム缶に入つてい。それを自身チェックしないと、色分けだけでは信用できないわけだから、全部確認せないかぬと。そこに、先ほど混入という言葉がございました、非常に重要な視点だと思ひます。これはお墨付きを与える仕組みですから、与えた途端にこれは、与えられるともう廃掃法の環境省の世界に移つていくと。放射性廃棄物は廃掃法の除外されている廃棄物ですからね。

どつちで預かりますかというふうなことの、これは大丈夫ですよということになつていのはずだということをやちゃんとお墨付きを与える、それが財団法人の、今のところ一つしかないと、原子力安全技術センターだということだと思ひます。ここがかぎ握つてい、そんな体制で本当にできるんですかと。

それは、年に一回ぐらいい、排出業者はえらいたくさんありますねと、二千超えると思ひますけれども、というふうな状況になつてくると、これは文科省と国土交通省の共管だと思ひますけれども、基本的には文科省だと。ここに対する指導、応援、それ以外に、先ほどからの話、繰り返し中川副大臣も答えられておりますけれども、ほかのやっぱり力のある、経験と能力がないとできない

という、そうやってくるとこしが使えませんかという状態がずっと続いていると。こんな、こんなといいますか、こういう状態でクリアランス制度を導入、R I法を導入するという環境整備ができていと言えるのかということじゃないのかなと。

この二年の間にやるということも分かりませんけれども、そんな簡単にできますかねというふうには私に思いませんけれども、素朴な疑問をおつきたいと思います。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(川端達夫) 御指摘のとおり、今実際にこのクリアランスの部分で濃度の確認機関として実績があるのは、御指摘のように原子力安全技术センターであります。それでできるのかという。能力的にそういうレベルのものを持っていると思われる公益法人、民間企業は多分あるんだというふうには思っています。

ただ、先ほど中川副大臣からも申し上げましたように、これがビジネスとしてどれくらい成り立つのかという観点で、民間参入を期待するという答弁を申し上げたというふうには思います。量の問題と値段の問題含めてどういう推移になるかは現在のところ確たる、ほかが参入してくるという確信があるわけではありませんが、今の能力の量の部分でいえば、この状況で能力的にも量的にもここが受け得る体制であるということは大丈夫だと思ふんですが、果たして競争の条件はどうなのか、コストはどうなのかということ、一方で、能力は大丈夫なのかという質と値段の問題は、この二年間の間でいろんな検討が当事者においてもされていくものだと思いますが、先生御懸念の部分が起らないように、能力的にパンクすることだけは起こさないようにというのは大前提として見通してやっていきたいと思っております。

○山下栄一君 二年後の施行後も徐々にやるしか、やるしかというか、やる方法がやっぱりそれしかないのかなと私は思ふんですけれども、いずれにしてもこの登録濃度確認機関、ここが

握っているということ、国自ら行ってチェックするというようなことは、そんなに職員の数からいっても、日ごろ日常的に忙しいし、そんなことは難しいのと違うかなと思いますので、このやっぱり原子力安全技术センターが今のところ、今一個しかないというのは何とかならぬかなということとがございまして確認、質問させていただき

私は、この前、R I協会視察の後、東京理科大学に個人的に行かせていただいて、あそこには中央環境審議会の専門委員もやった方も教授として指揮執っておられました。非常にレベルの高い、モラルの行き届いた体制を組んで、どうぞ見てちょうだいという感じで案内していただきました。それはもう見事だったと思います。私立の大学です。薬学部、その他研究機関、ライフサイエンス研究所でしたかな、そんなものを持っておられましたけどね。

ただ、これは、このR I協会が集めに来られると、ドラム缶で色分けして入れます。引き取る業者は本場にR I協会かな、ひよつとしてR I協会の委託業者かなという疑問も私はありました。ですけど、とにかく別の入口から、そこ専属的にも完全体制で渡すわけですね。そこで仕事をされるのは、大学院生もいて。それがきちっと分別して、ちよつとでも下に漏れたら、そこに放射性物質混じっているかも分からぬから、ティッシュでふいて、それは別のところにと。研究用の動物の死骸なんかはまた別のところというふうにしてきちっと分けてやってもらいましたですわ。

それは、だけど、研究者は夜中研究しているともう疲れていると。そうしたら、入れるところ間違っても分からぬということとか、そういうこと、もう基本的にそこに仕事している人の職員のモラルというか、懸かっているなど。

その指揮執る人が非常にこの廃棄物にも詳しくて、もちろん第一線の研究者でもある。そういうことがよく分かって指揮執っておられるから、い

ろんな研究、東京理科大学もいろんな研究所分かれているんですけど、それを全部トータルでその貯蔵施設でちゃんとやってもらえるわけですけどね。

ドラム缶の色にちゃんと色分けして入れるかどうかから始まって、その段階から間違ったり、下心とか変な心があつて入れたりしたら、もうこれ大変なことになるという非常に微妙な世界の話だなと私は思いました。

そこで、これは、先ほどのダブルチェックなんですけど、私は、ダブルチェックの二番目のチェックは濃度確認ということが勝負だけれども、そこはやっぱり性善説に立つてやらざるを得ないことになっていると。だから、引き取って、本当に環境省の世界に、廃掃法の世界で産廃業者で焼却したりするときに、預かる業者は、環境省が指導する都道府県知事許可の産廃業者だと。産廃業者はそんな難しいこと分るかと、もうそんなの、だからもうこれは大丈夫ですということを前提で預かるしなきゃあないと。もし何か起きたらどうするんですかと。運搬の途中で捨てる事故も起こっております。これは国土交通省所管の登録機関で関係しているのか知りませんが、やっぱそれ委託委託で民間業者が預かって運んでいるわけですから、それが人里離れたところに捨てているようなことも報告されているし、記事にもなっているという、そういう世界の話ですわ。昔からですけど、これは。

だから私は、経産省も厚労省も、経産省かて今もう特定、特別に限定したところでは扱っていないわけ、だから、それを本場にクリアランス廃棄物として扱うとなってくると、これはもう環境省のノウハウ。ところが、環境省いうところは、私も経験しましたですけど、これはもう現場が余りに体制弱いと。要するに、都道府県や、一般廃棄物は市町村にお願いをするしかないという立場で廃掃法の世界行政やっておられる。だから、足下見られて、もう悪さする、何というか、産廃業者はたくさんいらっしゃる。今回の法

律はビジネスチャンスだと、五年前のときもそうだったと。五年前は、だけれども、できたけれども、うちの方に来ない、なかなか、みんなもう経産省で困っておられて出てこないねと。今度出てきたら、これは物すごくこれ、引き受けた以上は、元放射性廃棄物だということになってくるとダブルチェックを私はしないと絶対駄目だ。そうでないと、環境省、環境大臣は責任取れない、お墨付きもらって引き受けたけれどもということだと思ふんですよ。ここが私は物すごく大事だというふうには思っております。

それで、私は、先ほどから繰り返し出ています放射線検討会、検討会で一次報告、二次報告出されたでしょう。私はあそこがある程度かぎ握っているのではないかと思ふんです。役所同士では一年前からいろいろ検討されてきたと聞きしました。だけれども、あそここの検討段階で、もちろん専門家は大事なんですけれども、現場のことをよく知っている、廃棄物行政の。全国に不法投棄は山ほどあります。もう並の量じゃありません。私は現場に何回も行ってきました。もう油断したら、一週間で不法投棄の人工の山ができます、物すごい勢いで。ねらわれるのは風光明媚なところですよ、場合によつたら国立公園の所管地域でもねらわれると。

そういうことなので、私はまだ遅くないと思ふんです。この二年間が大事だと、検討会でもまだまだ、先ほど政務官おっしゃっていましたが、に、検討課題があるから検討する。そのときに、少なくとも中環審、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル分科会の、もうそんなことよう知っている人、そこに入ってもらって、それでやっぱり生々しい環境行政の実態をよくわきまえた上で、もう性善説で成り立っている世界だと私は思ふすわ、それは研究者も基本的に多いから。ところが、預かる段階で私はすき間ができて入り込む、最大のビジネスチャンスは産廃業者だということになったときに、高い値段で引き受けるわけですから、医療機関かてもう高い値段でしか引き受け

てくれないから困っているわけで、ちょっと安い値段で引き受けてあげますよという甘い誘いが出てくると、こんなもの一挙にもう、これで一つでも事故が起きたら、もうすべてストップすると思います。それでなくても、原子力行政はそんなに信用されていないわけですから。

という世界に直結する法律で仕分をする、放射性廃棄物を廃掃法の廃棄物にしますという法律ですからね。このところの、大臣に確認させていただきまされども、これから二年後、パブリックコメントにかけられるんでしょうけれども、その検討するときに、環境省の専門家をしっかりと入れてもらって、役所レベルだけの打合せじゃなくて、そういうことをやっぱり入れて検討する必要があります。あるのではないかと思いますけれども、これは大臣と田島副大臣に両方にお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(川端達夫君) 御指摘のように、まさに一般のごみと扱ってよろしいということに認定するのが文科省のクリアランスの世界でありますので、それは境目として、後の処理が環境省の所管に移ることになります。

そういう意味で、この法律の趣旨等々の徹底は、我々がこういう事業者にと同時に、廃棄物処理業者という意味では環境省と連携をしてやらなければならないということで、周知徹底に関してはそういう予定をしておりますが、先生御指摘のように、これから最終的に法案の政省令、告示含めて検討を加えパブリックコメントもいただくという段階と並行して、環境省とは本当に十二分な連携強化を図っていく所存でございますので、そういう部分で、今御指摘の部分もしっかりと受け止めて対応させていただきたいと思っております。

○副大臣(田島一成君) 御質問ありがとうございます。

私も環境省といたしましても、これまで、今回のこのクリアランス制度の導入の検討に際しては、適正かつ円滑にやはり処理されていく制度と

なるように、関係する廃棄物処理業者等々からも意見を伺いたいしましたし、また今回の文部科学省ともしっかりと連携を取ってきたところでもございます。

様々な不安や憶測等々が飛び交う中ではありますけれども、この業界自体がしっかりと適切な対処が取れるよう、また主務官庁であります文部科学省としっかりと連携を取り情報を共有していくこと、そして法律を厳格にやはり運用していくことが何より大切だということに思っておりますので、御指摘いただきましたように、今まで以上に緊密な連携をしっかりと取っていくよう取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○山下栄一君 今、大臣から非常に有り難い回答いただきましたので、どうか検討チームの、そこが私大事やと思いますので、政省令をお作りするに当たって、そういう廃棄物行政の現場も知っているし、廃掃法がもう繰り返し繰り返し法律改正してももうイタチごっこみたいなことではなかなか進まない環境行政の問題点もよく共有していただいて、経産省も厚労省もですね。これから厚労省も省令作られるわけですから、というようなことを是非お願いしたいというふうに思います。

それと関係するんですけれども、こういうことはもう言っただけじゃないかも分かりますけれども、引き渡された、この引き渡されたという意味は、これから具体化していくと思う、まだ一つもないみたいですが、廃棄物業者です、廃棄物業者に引き渡された。引き渡された中にレベルの高い放射性廃棄物が混入されていたと、ギョーザじゃありませんけど。ギョーザ事件じゃないけれども、そういうふうな意図的にやる場合もあるかも分かります。今も核の問題はオバマさんが陣頭指揮をやっておられるぐらい、何が起るか分からない。そんなところに入り込むかも分からぬ、テロ組織が、というようなことですね、余り不安が立ってたはございませんけど。万が一、万が一です、レベル以上のものが混入しているということが、それはない可能性が強いと

思いますけれども、もしかしらあるかも分からねぬと。それを想定した、それを想定した体制づくりが私は必要だと思います。

どっちが責任取る、だれが責任取るんですかと。お墨付き与えた後、引き受けたところでレベルの高いものが発見された。発見できるかどうかは、これは業者がガイガーカウンターとか何か持つていつて常にチェックするような仕組みもつくる必要があると思うんですね。お墨付きを与えたから、性善説で、もうこれは大丈夫ですということにはならないと思うんですよ。ダブルチェックがやっぱり環境省側の行政として必要ではないかと思うと、その今申し上げた、万が一混入した場合に、その責任の所在はつきりさせる。測定・評価後の混入の防止策はどうするんですかと、回収はどうしますかということですね。

これは、そういう業者がたまたまどこかで指摘されたら混入してしましたとなると、もうそこそこの風評被害も広がって、もうこの業界は一切仕事できないと。補償はどうするんですかというふうなことなんかも考えておく必要がある、そうしないと国民は安心できないと、これが周知徹底の私はポイントやと思います。何は難しいこと言ったか分からない、そんなのは、ということやと思うんですよ。

そういう万が一のことを想定して、したくないけど、想定した責任の所在、回収体制、防止策、そんなことをどうしますかということを、是非私は関係の、今、今日四省ですけど、とりわけ出す側と受ける側、出す側は、排出する側は三省にまたがっていると思いますけど、受ける側は環境省です。そこで両方できちんと体制組んで、組織をつくって、検討チームをつくって、今私が申し上げたような場合のセーフティネット体制をつくることを是非これは御検討いただきたい。安心できる御答弁をお願いしたい、大臣にお願いしたいと思っております。

○国務大臣(川端達夫君) まず、そういうこれらの検討に関して、先ほど来、現場を知って熟知

している人に是非とも意見を聴けということでもあります。現在の検討委員会のメンバーにも中環審の先生方にも入っていただいておりますが、よりそういうことに重点を置いた検討ができるように心掛けてまいりたいと思っております。

今のこの防止策というのは、先ほど来議論がありますように、いわゆるダブルチェック体制と、それから各現場におけるモラルを含めて体制をして、性善説ということが理念の原点になっているんだと思いますけれども、これでそういうことが起こらないようにという万全を期してまいります。万が一一起こったときには、これはこのクリアランス制度において排出されたものの中にそういうあつてはならない濃度のものが見付かったときには、これは法律に基づいてはこれは文部科学省が責任があります。

そういう意味で、その混じったものを元々発生させた事業者に対して回収を命ずることになっております。そして、その告発によって、当然ながらその違反者に対しての罰金を求めることになる。同時に、その廃棄したものの回収命令に従わないときには罰金と同時に懲役、一年以下の懲役も科すという、併科できるといふ、厳罰に処するという法の仕組みになっておりますので、基本的にはそういう事態が起こったときの所管は文部科学省が、相手はそのものを排出した事業者に対して行うという法の仕組みでございます。

同時に、環境省とは非常に密な連携が当然必要でありますので、いろいろやっています中で、法の四十八条の二においても、環境大臣は廃棄物の適正な処理を確保するために特に必要があると認めるときは文部科学大臣に意見を述べることができると、同時に、文部科学大臣は放射能濃度の確認結果について環境大臣に連絡することということ、法律上も連携と権限を明記しているという形でありますが、実際上も、先ほど御指摘の件も含めて本当に密に、事前も含めて連携できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○山下栄一君 田島副大臣に確認いたします。

ど、クリアランス制度はもう五年前から導入されているけど、今のところ環境省の方にはまだ一つも、まだ処理する状況になっていないと。適正処分、まあ埋立処分もあれば焼却処分もあると思うんですけど、そういう対象物は一切今のところない。しかし、これから始まっていくと思うんですね。

それに当たっては、先ほど、冒頭おっしゃいましたように、産廃業界との、説明ですね、難しいんじゃないかなと思うんですね、これ。私、経産省のこの通知も見ましたですけど、これは難しいなと思って、これも理解しようと思ったんですけど。

それで、核種という言葉自身もそうですけど、いろんなものが、一種、一つだったけど混じったりして、その扱いはどうしますかというようなことが、この評価方法それぞれがやっぱり、研究者が丁寧にやっておられるとは思うんですけど、そんなことは分る必要もないかも分かりませんけど、少なくともダブルチェックを、やっぱり何か測定器を持って、大丈夫というはずやけども、ちゃんとやるのかというようなマニュアルとか何かを示さない、私は、結局だれも預かってくれない、預かってくれるところはアンダーグラウンドのところであってしまふとかいうようなことにならないように、そういう御懸念についての、国民は懸念を持っていると思いますので私質問しているんですけど、環境省の対応はどうされるのかということですね。場合によっては文科省と話し合うこともあると思いますが、ちょっとお考えをお聞きたいと思っています。

○副大臣(田島一成君) 御指摘いただきましたように、環境省がいかに現場と連携を取り、そしてまた、いざというときに迅速に対応していけるか、これについては、私どもも今回の改正法に伴って、文科省との連携はもちろんのこと、環境省としてのあとという限りの取組がしっかりとできるような体制整備は整えてまいりたいと考えているところでございます。

現在、今回のこの法改正によってクリアランス制度が導入された際には、もう既に各地方環境事務所におきまして放射線の測定器を設置しております、必要に応じて迅速に現場で放射線濃度が測定できる体制を構築しているところでもございます。ただ、残念なことに精度が必ずしも十分なレベルにあるというところまで到達しておりませんので、必要があるならば、今後地方環境事務所の職員を派遣し、現場確認等々が行えますように点検整備、また職員の研修等々に努めていきたいと考えているところでございます。

また、核廃棄物処理業者等々からの意見も聴取をし、また現状、それぞれのクリアランス制度の理解度等々が十分かどうかという点についても、私も、都道府県等の自治体でありますとか関係者に対する周知徹底はやはり十分にやっていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

今後構築していく予定のこのトレーサビリティの仕組みを活用した情報を都道府県等々としっかりと共有をしていくために、万が一の事態にもしっかりと備えてまいりたいと考えておりますし、今後この制度の信頼性を確保していくことが何よりこの制度の円滑な運用のためには不可欠な課題だと考えておりますので、しっかりと関係機関と連携を取りながら進めさせて対応していきたいと思っております。

○山下栄一君 もう時間が余りありませんけど、大臣も先ほどおっしゃいましたけど、これは都道府県の知事、それから市町村長、一般廃棄物扱いになっていくクリアランス物もあるわけでございますし、産廃の方は知事だ。この自治体へ、何といいますが、周知、御理解、この辺は進んでいるんでしょうか。これ、どうですかね、大臣。

田島副大臣の方がいいですかね、済みません。

○副大臣(田島一成君) 今しも少し申し上げましたけれども、こうしたクリアランス廃棄物が円滑かつ適正に処理されるためには、都道府県等の自治体、また産業廃棄物処理業者などにこのクリ

アランス制度を周知することがやはり何よりも重要だというふうに思っております。御指摘いただきましたように、窓口となります都道府県等ともしっかりと連携協力をいたしまして、今後この情報の共有化、またクリアランス制度の周知に努めていきたいと考えておるところでございます。

○山下栄一君 以上です。どうもありがとうございます。

○委員長(水落敏栄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西岡武夫君が委員を辞任され、その補欠として平野達男君が選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山下君から発言を求められておりますので、これを許します。山下栄一君。

○山下栄一君 私は、ただいま可決されました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・改革クラブ及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次

の事項について特段の配慮をすべきである。

一、クリアランス制度の導入に当たっては、その適正な運用を図るため、地方公共団体、事業者、産業廃棄物処理業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。

二、文部科学省令に定めるクリアランスレベルや測定・評価方法に係る基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。

三、本制度の安全性と信頼性を確実に担保するため、廃棄物の保管・管理・搬出、処理等の状況を注視し、事業者、登録濃度確認機関、産業廃棄物処理業者等に対して十分な指導・監督を行うとともに、関係府省、地方公共団体等において緊密な連携を行うなど、その運用が厳格になされるよう万全を期すること。

四、放射能濃度の測定・評価結果の確認を行う登録濃度確認機関については、測定・評価能力の一層の向上など適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

五、放射性同位元素の使用を廃止した事業者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、その履行状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。

六、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制については、確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術開発や施設の大規模化など状況の変化を踏まえて、必要に応じて速やかに、その見直しを図ること。また、放射性同位元素等は、今後も、医療、研究等の多様な分野で利用されていくことにかんがみ、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（水落敏栄君） ただいま山下君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（水落敏栄君） 全会一致と認めます。よって、山下君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川端文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川端文部科学大臣。

○国務大臣（川端達夫君） ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長（水落敏栄君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（水落敏栄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費の負担軽減、高等教育予算増額に関する請願（第八一〇号）

第八一〇号 平成二十二年四月十五日受理

学費の負担軽減、高等教育予算増額に関する請願

請願者 茨城県土浦市田村町一、〇一八ノ

一三 長坂法子 外十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

平成二十二年五月十二日印刷

平成二十二年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F